

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

三朝町長

三朝町規則第10号

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町行政組織規則の一部改正)

第1条 三朝町行政組織規則(平成17年三朝町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 その他の機関 第1節～第3節 略 第4節 <u>健康福祉課所管の機関</u> (第18条～ <u>第23条</u>) 附則 (課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)・(2) 略 (3) 町民課 <u>子育て支援室</u> 、税務係、町民環境係 (4) <u>健康福祉課</u> <u>福祉保険室</u> 、 <u>健康推進室</u> (5) 農林課 <u>農林振興係</u> (6) <u>デジタル・人口戦略課</u> <u>DX・人口戦略係</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 その他の機関 第1節～第3節 略 第4節 <u>福祉課所管の機関</u> (第18条～ <u>第20条</u>) 附則 (課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)・(2) 略 (3) 町民課 <u>子ども支援室</u> 、税務係、町民環境係 (4) <u>福祉課</u> <u>福祉保険係</u> (5) 農林課 <u>農業振興係</u> 、 <u>林業振興係</u> (6) <u>企画健康課</u> <u>まちづくりセンター準備室</u> 、 <u>地域戦略係</u> 、 <u>健康づくり係</u> 、 <u>DX・定住推進係</u>

(7) まちづくり推進課 交流拠点準備室、地域戦略係

(8) 観光交流課 日本遺産推進室、未来戦略係

(9) 略

2 前項の規定により設置した局又は室の下に、次の係を置く。

(1) 略

(2) 子育て支援室 子育て支援係

(3) 健康推進室 健康推進係

(4) 日本遺産推進室 日本遺産推進係

第4節 健康福祉課所管の機関

(職員)

第20条 略

(三朝町こども家庭センターの設置)

第21条 児童福祉法第10条の2第1項の規定に基づき、三朝町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を次のとおり置く。

名称	位置
三朝町こども家庭センター	三朝町大字大瀬999番地2

(所掌事務)

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に規定する業務を所掌する。

(職員)

第23条 こども家庭センターにセンター長並びに統括支援員及び保健師を置く。

2 前項の職員を補佐するため、必要があると認めるときは、事務職員を置くことができる。

3 センター長は、上司の命を受けて、こども家庭センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 統括支援員及び保健師は、上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

5 事務職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

別表第1 分掌事務（第6条関係）

(7) 観光交流課 観光商工係、日本遺産推進局

(8) 略

2 前項の規定により設置した局又は室の下に、次の係を置く。

(1) 略

(2) 子ども支援室 子ども支援係

(3) 日本遺産推進局 日本遺産推進係

第4節 福祉課所管の機関

(職員)

第20条 略

別表第1 分掌事務（第6条関係）

1・2 略

3 町民課

子育て支援室

子育て施策全般に関すること（他の課に所属するものを除く。）。

子育て支援係

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

税務係・町民環境係 略

1・2 略

3 町民課

子ども支援室

子育て施策全般に関すること（他の課に所属するものを除く。）。

子ども支援係

(1)～(5) 略

(6) 要保護児童対策地域協議会に関する
こと。

(7) 次世代育成支援に関する
こと。

(8) 家庭内暴力に関する
こと。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

税務係・町民環境係 略

4 福祉課

福祉保険係

(1) 国民健康保険業務に関する
こと。

(2) 国民健康保険被保険者に対する特定健
康診査に関する
こと。

(3) 国民健康保険被保険者に対する特定保
健指導に関する
こと。

(4) 後期高齢者医療保険業務に関する
こと。

(5) 後期高齢者医療被保険者に対する健康
診査に関する
こと。

(6) 介護保険に関する
こと。

(7) 高齢者の福祉に関する
こと。

(8) 福祉のまちづくり計画に関する
こと。

(9) 社会福祉法人に関する
こと。

(10) 中山間集落見守り活動等に関する
こと。

(11) 高齢者居住環境整備事業に関する
こと。

(12) 町立福祉センターに関する
こと。

(13) 社会福祉事業に関する
こと。

(14) 障がい者の福祉に関する
こと。

(15) 難病者の福祉に関する
こと。

(16) 自立支援医療に関する
こと。

(17) 特別障害者手当に関する
こと。

(18) 特別医療に関する
こと。

(19) 心身障がい者医療費助成に関する
こと。

4 健康福祉課

福祉保険室

- (1) 国民健康保険業務に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者に対する特定健康診査に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者に対する特定保健指導に関すること。
- (4) 後期高齢者医療保険業務に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者に対する健康診査に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 高齢者の福祉に関すること。
- (8) 福祉のまちづくり計画に関すること。
- (9) 社会福祉法人に関すること。
- (10) 中山間集落見守り活動等に関すること。
- (11) 高齢者居住環境整備事業に関すること。
- (12) 町立福祉センターに関すること。
- (13) 社会福祉事業に関すること。
- (14) 障がい者の福祉に関すること。
- (15) 難病者の福祉に関すること。
- (16) 自立支援医療に関すること。
- (17) 特別障害者手当に関すること。
- (18) 特別医療に関すること。
- (19) 心身障がい者医療費助成に関すること。
- (20) 地域包括支援センターに関すること。
- (21) 生活困窮者の援護及び更生指導に関すること。
- (22) 民生児童委員に関すること。

- (20) 地域包括支援センターに関すること。
- (21) 生活困窮者の援護及び更生指導に関すること。
- (22) 民生児童委員に関すること。
- (23) 保護司に関すること。
- (24) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (25) 元軍人、軍属及び戦没者等遺族及び引揚者の援護に関すること。
- (26) 災害弔慰金及び援護資金の貸付に関すること。
- (27) 赤十字奉仕団に関すること。
- (28) 日赤募金に関すること。

- (23) 保護司に関すること。
- (24) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (25) 元軍人、軍属及び戦没者等遺族及び引揚者の援護に関すること。
- (26) 災害弔慰金及び援護資金の貸付に関すること。
- (27) 赤十字奉仕団に関すること。
- (28) 日赤募金に関すること。
- 健康推進室
- 健康推進全般に関すること。
- 健康推進係
- (1) 町民の健康増進対策に関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診に関すること。
- (3) 健康教育及び健康相談に関すること。
- (4) 保健師業務に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 精神保健に関すること。
- (7) 難病の保健に関すること。
- (8) 感染症予防に関すること。
- (9) 食生活改善及び食育に関すること。

5 農林課

農林振興係

- (1)～(14) 略
- (15) 森林総合整備計画に関すること。
- (16) 基本財産林に関すること。
- (17) 林業地域総合整備計画に関すること。
- (18) 鳥獣保護に関すること。
- (19) 森林病虫害防除に関すること。
- (20) 特用林産物の振興に関すること。
- (21) 林業団体の育成指導に関すること。
- (22) 入会林野の整備に関すること。
- (23) 伐採届に関すること。
- (24) 保安林管理に関すること。
- (25) 林業振興に関すること。
- (26) 山林の火入許可に関すること。
- (27) 有害鳥獣駆除目的の捕獲許可等に関すること。
- (28) 有害駆除目的で捕獲した鳥獣の飼養許可に関すること。
- (29) ヤマドリの販売許可及び立入検査等に関すること。

5 農林課

農業振興係

- (1)～(14) 略

林業振興係

- (1) 森林総合整備計画に関すること。
- (2) 基本財産林に関すること。
- (3) 林業地域総合整備計画に関すること。
- (4) 鳥獣保護に関すること。
- (5) 森林病虫害防除に関すること。
- (6) 特用林産物の振興に関すること。
- (7) 林業団体の育成指導に関すること。
- (8) 入会林野の整備に関すること。
- (9) 伐採届に関すること。
- (10) 保安林管理に関すること。
- (11) 林業振興に関すること。
- (12) 山林の火入許可に関すること。
- (13) 有害鳥獣駆除目的の捕獲許可等に関すること。
- (14) 有害駆除目的で捕獲した鳥獣の飼養許可に関すること。
- (15) ヤマドリの販売許可及び立入検査等に関すること。

6 企画健康課

まちづくりセンター準備室

まちづくりセンターの準備に関すること。

地域戦略係

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (2) 地域の情報化に関すること。
- (3) 地域活性化対策に関すること。
- (4) 地域づくりに関すること。
- (5) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（平成18年三朝町条例第18号）第6条第1項の規定により設置された地域協議会の支援に関すること。
- (6) 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）第2条の規定により設置された三朝町竹田公民館及び三朝町高勢公民館の管理及び運営に関すること。
- (7) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）第2条の規定により設置された三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。
- (8) 町政の総合企画及び調整に関するこ

- と。
- (9) 総合計画に関すること。
 - (10) 地域計画に関すること。
 - (11) 中部広域圏計画に関すること。
 - (12) 辺地総合整備計画に関すること。
 - (13) 統計に関すること。
 - (14) 国土利用計画法に関すること。
 - (15) 景観形成に関すること。
 - (16) 公共用地の開発調査及び調整に関すること。
 - (17) 民間開発の調整に関すること。
 - (18) 電源立地促進対策に関すること。
 - (19) 省エネルギーの促進に関すること。
 - (20) 企業誘致に関すること。
 - (21) 水力発電の推進に関すること。
 - (22) 中部活性化事業に関すること。
 - (23) 町の情報発信に関すること。
 - (24) 広聴に関すること。
 - (25) 町勢要覧に関すること。
 - (26) 地方バス路線の維持対策に関すること。
 - (27) 各種事業の総合調整に関すること。
- 健康づくり係
- (1) 町民の健康増進対策に関すること。
 - (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診に関すること。
 - (3) 健康教育及び健康相談に関すること。
 - (4) 保健師業務に関すること。
 - (5) 予防接種に関すること。
 - (6) 精神保健に関すること。
 - (7) 難病の保健に関すること。
 - (8) 感染症予防に関すること。
 - (9) 母子保健事業に関すること。
 - (10) 発達障がい児に関すること。
 - (11) 食生活改善及び食育に関すること。
- DX・定住推進係
- (1) 定住対策事業の総合調整に関すること。
 - (2) 自治体DXに関すること。
 - (3) コンピューター事務の統括管理に関すること。

6 デジタル・人口戦略課

DX・人口戦略係

- (1) 人口戦略の総合調整に関すること。
- (2) 定住対策事業に関すること。

(3) 自治体DXに関すること。

(4) コンピューター事務の統括管理に関すること。

7 まちづくり推進課

交流拠点準備室

交流拠点の準備に関すること。

地域戦略係

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(2) 地域の情報化に関すること。

(3) 地域活性化対策に関すること。

(4) 地域づくりに関すること。

(5) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（平成18年三朝町条例第18号）第6条第1項の規定により設置された地域協議会の支援に関すること。

(6) 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）第2条の規定により設置された三朝町竹田公民館及び三朝町高勢公民館の管理及び運営に関すること。

(7) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）第2条の規定により設置された三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。

(8) 町政の総合企画及び調整に関すること。

(9) 総合計画に関すること。

(10) 地域計画に関すること。

(11) 中部広域圏計画に関すること。

(12) 辺地総合整備計画に関すること。

(13) 統計に関すること。

(14) 国土利用計画法に関すること。

(15) 景観形成に関すること。

(16) 公共用地の開発調査及び調整に関すること。

(17) 民間開発の調整に関すること。

(18) 電源立地促進対策に関すること。

(19) 省エネルギーの促進に関すること。

(20) 企業誘致に関すること。

(21) 水力発電の推進に関すること。

- (22) 中部活性化事業に関すること。
- (23) 町の情報発信に関すること。
- (24) 広聴に関すること。
- (25) 町勢要覧に関すること。
- (26) 地域交通の維持対策に関すること。
- (27) 各種事業の総合調整に関すること。

8 観光交流課

未来戦略係

(1)～(17) 略

日本遺産推進室 略

日本遺産推進係 略

9 略

別表第2 (第9条関係)

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条の規定により国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	<u>健康福祉課福祉保険室</u>
三朝町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務及び三朝町子ども・子育て会議条例(平成26年三朝町条例第6号)第2条第2項の規定による子ども・子育て支援施策についての調査審議に関する事務	<u>町民課子育て支援室子育て支援係</u>
三朝町民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務	<u>健康福祉課福祉保険室</u>
三朝町総合計画審議会	三朝町総合計画審議会条例(昭和49年三朝町条例第17号)第2条の規定による総合計画についての調査審議に関する	<u>まちづくり推進課地域戦略係</u>

7 観光交流課

観光商工係

(1)～(17) 略

日本遺産推進局 略

日本遺産推進係 略

8 略

別表第2 (第9条関係)

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条の規定により国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	<u>福祉課福祉保険係</u>
三朝町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務及び三朝町子ども・子育て会議条例(平成26年三朝町条例第6号)第2条第2項の規定による子ども・子育て支援施策についての調査審議に関する事務	<u>町民課子ども支援室子育て支援係</u>
三朝町民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務	<u>福祉課福祉保険係</u>
三朝町総合計画審議会	三朝町総合計画審議会条例(昭和49年三朝町条例第17号)第2条の規定による総合計画についての調査審議に関する	<u>企画健康課地域戦略係</u>

	事務			事務		
三朝町地域公共交通協議会	三朝町地域公共交通協議会条例（平成31年三朝町条例第1号）第2条に規定する事項の協議に関する事務	<u>まちづくり推進課地域戦略係</u>		三朝町地域公共交通協議会	三朝町地域公共交通協議会条例（平成31年三朝町条例第1号）第2条に規定する事項の協議に関する事務	<u>企画健康課地域戦略係</u>
三朝町温泉運営委員会	三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和36年三朝町条例第1号）第2条の規定による三朝温泉の源泉保護、将来の温泉計画及び温泉の開発利用等についての調査研究に関する事務	<u>観光交流課未来戦略係</u>		三朝町温泉運営委員会	三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和36年三朝町条例第1号）第2条の規定による三朝温泉の源泉保護、将来の温泉計画及び温泉の開発利用等についての調査研究に関する事務	<u>観光交流課観光商工係</u>
三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）第3条の規定による三朝町農業後継者養成奨学生としての適格性についての調査審議に関する事務	三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）第3条の規定による三朝町農業後継者養成奨学生としての適格性についての調査審議に関する事務	<u>農林課農林振興係</u>		三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）第3条の規定による三朝町農業後継者養成奨学生としての適格性についての調査審議に関する事務	三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）第3条の規定による三朝町農業後継者養成奨学生としての適格性についての調査審議に関する事務	<u>農林課農業振興係</u>
略				略		

（三朝町事務の決裁に関する規則の一部改正）

第2条 三朝町事務の決裁に関する規則（昭和61年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係） 1～4 略 5 町民課長専決事項 （1）～（31） 略 <u>（32） 略</u>	別表（第4条関係） 1～4 略 5 町民課長専決事項 （1）～（31） 略 <u>（32） 育児不安等についての相談に関すること。</u> <u>（33） 略</u> 6 福祉課長専決事項 <u>（1） 国民健康保険の被保険者資格の調査に関すること。</u> <u>（2） 要援護老人の在宅福祉サービスに関すること。</u> <u>（3） 福祉施設等の入所に係る措置要件の調査</u>

6 健康福祉課長専決事項

- (1) 国民健康保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (2) 要援護老人の在宅福祉サービスに関すること。
- (3) 福祉施設等の入所に係る措置要件の調査に関すること。
- (4) 介護保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (5) 介護保険法に基づく要介護認定に関すること。
- (6) 障害者自立支援医療に関すること。
- (7) 障害者の補装具及び日常生活用具の給付に関すること。
- (8) 特別障害者手当等に関すること。
- (9) 特別医療受給資格の審査決定に関すること。
- (10) 医療費助成資格の審査決定に関すること。
- (11) 生活困窮者の援護及び更生に関すること。
- (12) 感染症患者の処置に関すること。
- (13) 母子手帳の交付に関すること。
- (14) 未熟児養育医療に関すること。
- (15) 育児不安等についての相談に関すること。
- (16) その他前各号に準ずる軽易なこと。

7・8 略

に関すること。

- (4) 介護保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (5) 介護保険法に基づく要介護認定に関すること。
- (6) 障害者自立支援医療に関すること。
- (7) 障害者の補装具及び日常生活用具の給付に関すること。
- (8) 特別障害者手当等に関すること。
- (9) 特別医療受給資格の審査決定に関すること。
- (10) 医療費助成資格の審査決定に関すること。
- (11) 生活困窮者の援護及び更生に関すること。
- (12) その他前各号に準ずる軽易なこと。

7・8 略

9 企画健康課長専決事項

<p>9 デジタル・人口戦略課長専決事項</p> <p>(1) <u>自治体DXの推進に関する軽易なこと。</u></p> <p>(2) <u>人口戦略及び定住対策に関する軽易なこと。</u></p> <p>10 まちづくり推進課長専決事項</p> <p>(1) <u>定期刊行物の発行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>軽易な統計資料の収集に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に準ずる軽易なこと。</u></p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p>	<p>(1) <u>定期刊行物の発行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>軽易な統計資料の収集に関すること。</u></p> <p>(3) <u>感染症患者の処置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>母子手帳の交付に関すること。</u></p> <p>(5) <u>未熟児養育医療に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他前各号に準ずる軽易なこと。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>
--	--

(三朝町職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 三朝町職員の職名に関する規則（平成18年三朝町規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>課長、地域振興監、会計管理者、参事、園長、センター長、課長補佐、主幹、局長、局長補佐、室長、主幹介護支援専門員、係長、主査、副園長、副センター長、<u>統括支援員</u>、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、専門員、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>課長、地域振興監、会計管理者、参事、園長、センター長、課長補佐、主幹、局長、局長補佐、室長、主幹介護支援専門員、係長、主査、副園長、副センター長、<u>副主幹介護支援専門員</u>、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、専門員、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人</p>

(三朝町公印規則の一部を改正する規則)

第4条 三朝町公印規則（昭和37年三朝町規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第2 (第3条関係)								別表第2 (第3条関係)							
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	印材	個数	保管主管	公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	印材	個数	保管主管
略								略							
三朝町長印	(2)	古印体	方7	国民健康保険資格確認書の記載事項の訂正 身体障害者手帳等の記載事項の追加及び訂正	水牛	4	町民課及び健康福祉課	三朝町長印	(2)	古印体	方7	国民健康保険資格確認書の記載事項の訂正 身体障害者手帳等の記載事項の追加及び訂正	水牛	4	町民課及び福祉課
略								略							

(三朝町職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第5条 三朝町職員の退職管理に関する規則(平成28年三朝町規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項及び法第60条第5号の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 法第38条の2第4項及び法第60条第5号の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教育総務課長</u></p> <p><u>(4) 社会教育課長</u></p>

(3) <u>教育委員会事務局長</u>	(5) <u>総合文化ホール館長</u>
(4) 略	(6) 略
(5) 略	(7) 略
(6) 略	(8) 略
(7) 略	(9) 略
(8) 略	(10) 略

(三朝町職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第6条 三朝町職員の職務の級の分類に関する規則（平成8年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
組織 職務の 級	町長の事 務部局	議会事 務局	教育委員 会事務局 及び教育 機関	農業委員 会事務局	組織 職務の 級	町長の事 務部局	議会事 務局	教育委員 会事務局 及び教育 機関	農業委員 会事務局
略					略				
3級	主査 副園長 係長 副センター長 副主幹介 護支援専 門員 統括支援 員 専門員	主査 事務局 長補佐 専門員	主査 係長 副所長 専門員	主査 専門員	3級	主査 副園長 係長 副センター長 副主幹介 護支援専 門員 専門員	主査 事務局 長補佐 専門員	主査 係長 副所長 専門員	主査 専門員
4級	室長 局長 局長補佐 課長補佐 主幹 園長 副園長 センター 長 総合文化 ホールの	事務局 長補佐	<u>室長</u> 主幹 所長		4級	室長 局長 局長補佐 課長補佐 主幹 園長 副園長 センター 長 総合文化 ホールの	事務局 長補佐	<u>課長補佐</u> 主幹 所長 <u>副館長</u>	

	館長 主幹介護 支援専門 員					館長 主幹介護 支援専門 員			
5級	参事 課長 会計管理 者	事務局 長	<u>事務局長</u> 図書館長	事務局長	5級	参事 課長 会計管理 者	事務局 長	<u>参事</u> 課長 図書館長	事務局長
6級	課長 地域振興 監 会計管理 者	事務局 長	<u>事務局長</u>	事務局長	6級	課長 地域振興 監 会計管理 者	事務局 長	<u>課長</u>	事務局長

(三朝町職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 三朝町職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和37年三朝町規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
組織	職務の級	職	支給額	組織	職務の級	職	支給額
略				略			
教育 委員 会 事務局	6級	<u>事務局長</u>	42,000円	教育 委員 会 事務局	6級	<u>課長</u>	42,000円
	5級	<u>事務局長</u> 図書館長	40,000円		事務局	5級	<u>課長</u> 図書館長
略				事務局			
略				<u>参事</u>			
略				32,000円			
略				略			

(三朝町教育職員の給与の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 三朝町教育職員の給与の特例に関する条例施行規則（令和5年三朝町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1（第3条関係）

教育職給料表等級別職務分類表

等級 機関	2級	特2級	3級	4級
教育委員会事務局及び教育機関	指導主事 室長	指導主事 室長	事務局長	事務局長

別表第1（第3条関係）

教育職給料表等級別職務分類表

等級 機関	2級	特2級	3級	4級
教育委員会事務局及び教育機関	指導主事 課長補佐	指導主事 課長補佐	課長 参事	課長

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。